

# つちはし事務所通信

# 10

## October

## 2012



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2012年10月1日

## 10月から、改正労働者派遣法が実施されます！

改正労働者派遣法が、一部を除き、10月1日から施行されます。

それとともなって、派遣元・派遣先の事業主の皆さまに、いくつか新たな規制が課されます。

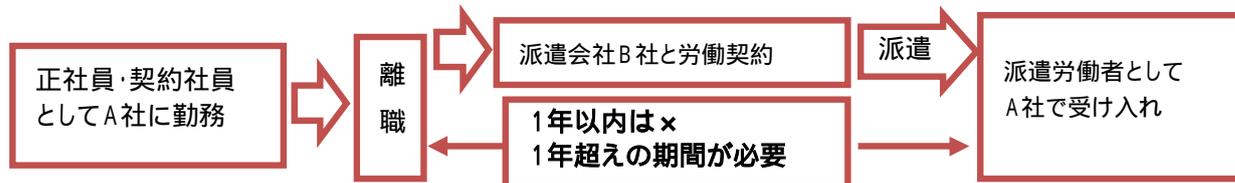
派遣元事業主(派遣会社)と派遣先(派遣労働者を受け入れる事業主)に課される主要事項を紹介します。

### 派遣元事業主・派遣先に新たに課される事項

	派遣元(派遣会社)	派遣先
1	日雇派遣の原則禁止	
2	グループ企業派遣の8割規制 実績報告の義務化	
3	離職後1年以内の者を元の勤務先に派遣することの禁止	離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知( 1)
4	マージン率などの情報提供	
5	派遣料金の明示	
6	待遇に関する事項などの説明	
7		派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置( 2)
8	有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置	
9	派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加	
10	均等待遇の確保	均等待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力
11		<b>参考</b> 労働契約申込みみなし制度 (平成27年10月1日施行)

### 派遣先が気をつけなくてはならない事項

- 1 本来直接雇用とすべき労働者を派遣労働者に置き換えることで、労働条件が切り下げられることのないよう、派遣会社が離職後1年以内の者と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することが禁止されます。  
派遣先については、そのような元の従業員を派遣労働者として受け入れてはならないこととされました。



- 2 派遣先の都合により派遣契約を解除する場合に、派遣先は、次の措置を採らなければなりません。
  - ・派遣労働者の新たな就業機会の確保
  - ・休業手当などの支払いに要する費用の負担 など

派遣元(派遣会社)のほか、派遣先(派遣労働者を受け入れる事業主)においても、改正の影響があります。派遣社員を受け入れている企業は多いことと思います。改正の影響が気になる方は、お気軽にご相談ください。

## 新情報！

## 社会保障と税の一体改革に関連する主要な法律が成立！

第180回通常国会において、「社会保障と税の一体改革」に関連する法案がいくつか成立しました。税制については、消費税率の段階的な引上げに関する法案が成立し、社会保障制度については、年金制度に関する重要法案が2つ成立しました。以下で、その概要を紹介します。

### 税制改革(消費税関係)

消費税の税率を段階的に引き上げる。

現在5%(国税部分4% 地方消費税分1%)

平成26年4月より 8%(国税部分6.3% 地方消費税1.7%)

平成27年10月より 10%(国税部分7.8% 地方消費税2.2%)

### 社会保障制度改革(年金関係)

#### 1. 財政基盤及び最低保障機能の強化等<主要項目>

受給資格期間が10年あれば年金が受給できるようになる(今は25年以上)【平成27年10月から施行】

平成26年度から基礎年金国庫負担1/2が恒久化される【平成26年4月から施行】

短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が拡大される

ただし、当分の間、500人未満の事業所には適用されません【平成28年10月から施行】

厚生年金、健康保険等の保険料が産休期間中も免除されるようになる

【平成24年8月22日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行】

遺族基礎年金が父子家庭へも支給されるようになる(現在は母子家庭のみ)【平成26年4月から施行】

、 、 については、税制抜本改革により得られる税収(消費税収)が充てられます。

## トピックス

## 徳島の最低賃金が10月19日から654円になります！

平成24年度の地域別最低賃金は、すべての都道府県において増額され、前年度比平均は12円増でした。

ボーナスや残業代、通勤手当、家族手当を入れない通常の賃金が下記の最低賃金額に達しない場合、「50万円以下の罰金」と法律で定められています。下記金額の適用時期は徳島県は10月19日からとなります。

徳島県	654円	兵庫県	749円
香川県	674円	大阪府	800円

#### あとがき つちはし事務所より

労働者派遣法の改正は、派遣労働者を受入れる事業所にも関係してきます。一番関係しそうなことは、離職後1年以内の者の派遣受入の禁止。正社員を派遣に置き換えることを防止するための規制ですが、該当者が派遣された場合には派遣元にその旨を通知する必要があります。ご注意ください。

10月19日から徳島県の最低賃金が7円上がって654円となります。残業代や通勤費、皆勤手当、家族手当を除く月額給額が、113,700円以下の場合、最低賃金に達していない可能性がありますので、賃金額改定の必要があります。該当する場合は、つちはし事務所までご相談ください。最低賃金を基準に計算している宿直手当等も改訂が必要です。年金制度改革の中で、直近で関係するのが今年10月からスタートする国民年金保険料の後納制度。国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができるというものです。過去10年以内の保険料を納めることで将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。年金の受給資格が10年に短縮される上記の改正と合わせれば、年金を諦めていた人も年金の受給権ができる場合がありますので、気になる方はご相談ください。